

(家庭訪問指導)

第二十五条 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確實に服用する」とその他必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確實に服用する」とその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(従業禁止)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた結核の診査協議会の意見を聴かなければならぬ。

3 (略)

(家屋の消毒等)

(家庭訪問指導)

第二十五条 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)若しくは現にその患者を看護する者に対して、消毒、隔離その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(従業禁止)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた結核診査協議会の意見を聴かなければならぬ。

3 (略)

(家屋の消毒等)

第三十条 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場所について、家屋の消毒その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせることができる。

(一般患者に対する医療)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請に対し決定をするには、当該保健所について置かれた結核の診査に関する協議会の意見を聽かなければならぬ。

4 (略)

第七章 結核の診査に関する協議会

(結核の診査に関する協議会)

第四十八条 都道府県知事の諮問に応じ、第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の申請に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県においては、条例で定めるところにより、二以上の保健所について一の協議会を置く。

第三十条 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場所について、家屋の消毒、患者の隔離その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせることができる。

(一般患者に対する医療)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請に対し決定をするには、当該保健所について置かれた結核診査協議会の意見を聽かなければならない。

4 (略)

第七章 結核診査協議会

(結核診査協議会)

第四十八条 都道府県知事の諮問に応じ、第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の申請に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核診査協議会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県においては、条例で定めるところにより、二以上の保健所について一の結核診

を置くことができる。

査協議会を置くことができる。

(委員)

- 第四十九条 協議会は、委員二人以上で組織する。
2 委員は、結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者及び医療以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
・ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

(委員)

- 第四十九条 結核診査協議会は、委員五人で組織する。
2 委員は、関係行政の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。
3 委員は、非常勤とする。

(条例への委任)

- 第五十条 この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令委任)

- 第五十条 この法律に規定するもの外、議事の手続その他結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 費用

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・一 (略)

三 第十三条第一項から第三項までの規定により、事業者である都道府

県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン

反応検査及び定期の予防接種に要する費用

三 第十四条の規定により、都道府県知事が行う定期外の予防接種に要する費用

する費用

四 第二十四条の二の規定により、保健所長が行う精密検査に要する費用

四 第二十四条の二の規定により、保健所長が行なう精密検査に要する費用

用

五 第三十条又は第三十一条第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六 第三十一条第二項の規定による損失の補償に要する費用

七 第三十四条第一項の規定により負担する費用

八 第三十五条第一項の規定により負担する費用

九 第四十一条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、次に掲げる費用を

支弁しなければならない。

一・二 （略）

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、次に掲げる費用を

支弁しなければならない。

一・二 （略）

三 第十三条第一項から第三項までの規定により、事業者である市町村又は市町村の設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第十三条の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第二十二条の二第一項の規定による給付に要する費用

(事業者の支弁すべき費用)

第五十四条 事業者(国、都道府県及び市町村を除く。)は、第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

い。

五 第二十二条の二第一項の規定による給付に要する費用

(事業者の支弁すべき費用)

第五十四条 事業者(国、都道府県及び市町村を除く。)は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用
- 二 第十三条第一項から第三項までの規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

い。

- 一 第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

- 二 第十三条第一項から第三項までの規定により、学校又は施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第四号の費用に対し、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

(都道府県の補助)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第五号の費用に対し、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

第五十六条 都道府県は、第五十五条の費用に對して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

第五十六条 都道府県は、次に掲げる費用に對して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

- 一 第五十四条第一号の費用

- 二 第五十五条各号の費用

(国庫の負担)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に對して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

一 第五十二条第八号の費用

二 第五十二条第九号の費用のうち、その額が第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

2 (略)

(国庫の負担)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に對して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

一 第五十二条第九号の費用

二 第五十二条第十号の費用のうち、その額が第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

2 (略)

(国庫の補助)

第五十七条 国庫は、次に掲げる費用に對して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 (略)

二 第五十二条第一号から第七号まで及び第九号の費用（前条第一項第一号の費用を除く。）

(国庫の補助)

第五十七条 国庫は、次に掲げる費用に對して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 (略)

二 第五十二条第一号、第四号から第八号まで及び第十号の費用（前条第一項第二号の費用を除く。）

第六十二条 この法律の規定による健康診断、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に從事した者又は協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個

第六十二条 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に從事した者又は結核診査協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知

人の心身の障害その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第一項の規定による届出を怠つた医師
- 二 第二十六条又は第二十七条の規定に違反した医師
- 三 第二十八条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者
- 四 第三十条から第三十一条までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者
- 五 第三十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者

得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者（十六歳未満の者及び成年被後見人を除く。）

二 第二十二条第一項の規定による届出を怠つた医師

三 第二十六条又は第二十七条の規定に違反した医師

四 第二十八条第一項、第三十条又は第三十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者

- 五 第三十条から第三十一条までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者
- 六 第三十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者
- 七 第五条の規定による健康診断について、次条第一項の規定に違反した者

（知識の普及等）

- 1 第六十三条の二 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならない。
- 2 国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努

めなければならない。

(保護者の義務等)

第六十四条 (略)

- 2 この法律の規定により行われる予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(代執行)

- 第六十五条 都道府県知事は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長が、第四条第一項の規定による健康診断を行わないか、又は行つても十分でないと認めるときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十二号）の例により、自ら健康診断を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

(保護者の義務等)

第六十四条 (略)

- 2 この法律の規定により行われるツベルクリン反応検査（第四条第一項及び第三項並びに第五条に規定する健康診断において行われるもの）を除く。以下この項において同じ。）又は予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者にツベルクリン反応検査又は予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(代執行)

- 第六十五条 都道府県知事は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長が、第四条第一項の規定による健康診断、第十三条第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同条第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行わないか、又は行つても十分でないと認めるときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の例により、自ら健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

- 21 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、更に予防接種を行い、また、予防接種を行うに当た

つては、あらかじめツベルクリン反応検査を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

(他の行政庁との協議)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第五条、第十四条又は前条の規定によつて、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断又は予防接種を行うに当たつては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十七条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第五条、第十四条、第十七条第一項、第二十八条（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項及び第三項、第三十条、第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三十四条第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二号、第三号及び第五号、第六十三条第三号、第六十五条並びに前条第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十八条第三項、第三十一条第一項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項、第三

(他の行政庁との協議)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第五条、第十四条又は前条の規定によつて、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行うに当たつては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十七条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第五条、第十四条、第二十八条（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項及び第三項、第三十条、第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三十四条第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二号、第三号及び第五号、第六十三条第三号、第六十五条並びに前条第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十八条第三項、第三十一条第一項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項、第三

六条第一項、第三十七條、第三十八条第一項、第二項及び第六項、第四十一条第一項、第十一項第一項、第四十八条第二項並びに第五十一条中「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。ただし、第五十一条については、第二号から第九号までに関するのみ、「都道府県」とあるのを「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第七十二条「」の法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

十七条第二項、第三十八条第一項、第二項及び第六項、第四十一条第一項、第四十八条第二項並びに第五十一条中「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。ただし、第五十一条については、第二号及び第四号から第十号までに関するのみ、「都道府県」とあるのを「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

○保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号）

（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（目的）

第一条（略）
二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第二号から第六号まで（これらの規定が同法第六十七条において読み替えられる場合を含む。）の費用に対する同法第五十七条第一号の規定に基づく補助金

改 正 前

（目的）
第一条（略）

二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第二号及び第四号から第七号まで（これらの規定が同法第六十七条において読み替えられる場合を含む。）の費用に対する同法第五十七条第一号の規定に基づく補助金

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）

（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（予防計画）

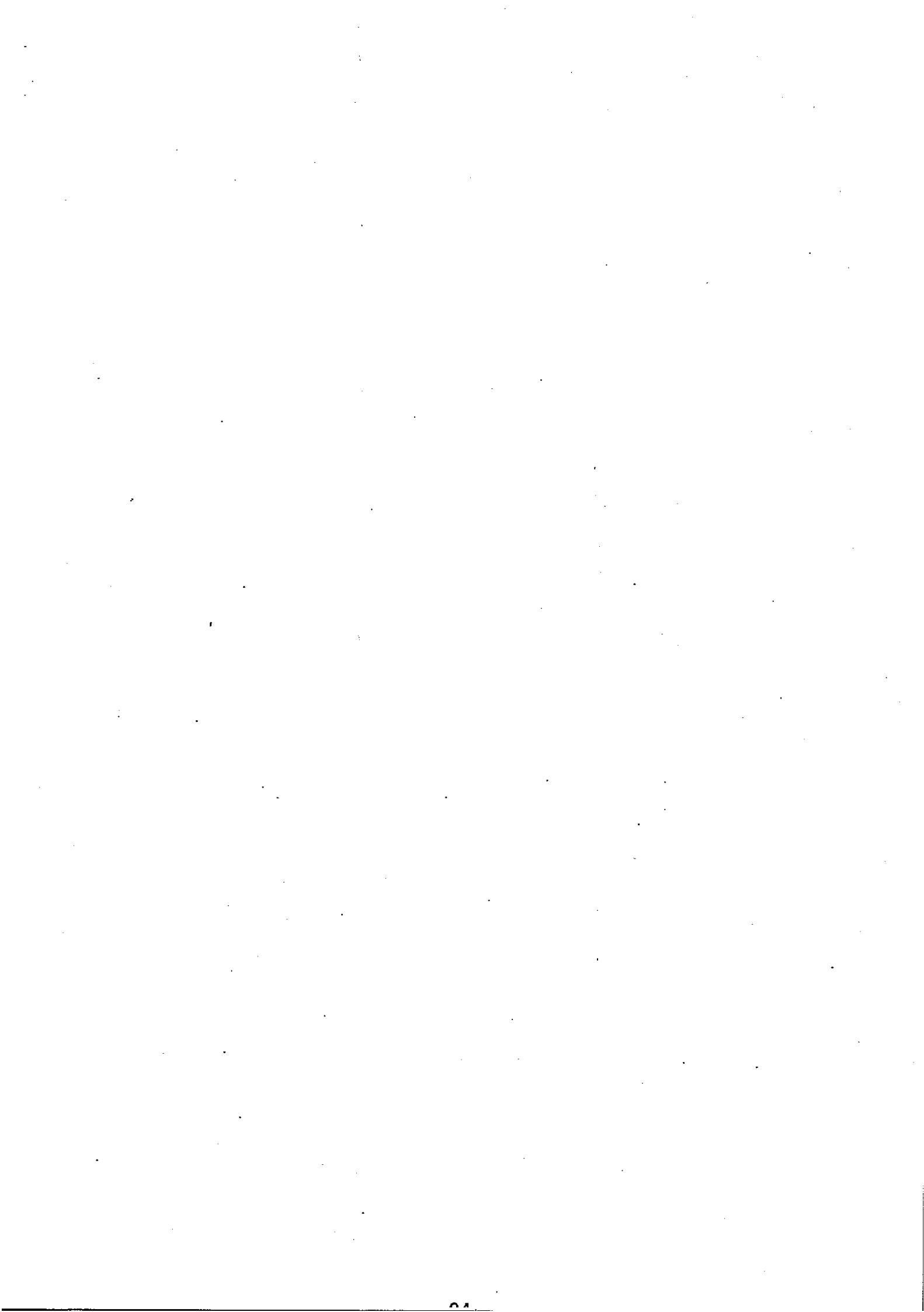
第十条（略）
2～5（略）

（予防計画）

第十条（略）
2～5（略）

改 正 前

6| 予防計画は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三条の四
の規定により定める結核の予防のための施策の実施に関する計画と一體
のものとして定めることができる。



○結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十一号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 現 行

(施設)

第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次とのとおりとする。

一 (略)

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項
第一号及び第二号から第六号までに規定する施設

(健康診断の対象者、定期及び回数)

第二条 法第四条第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第一号に掲げる施設において業務に従事する者 每年度

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度

三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度

四 前条第二号に掲げる施設に収容されている者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

(施設)

第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次とのとおりとする。

一 (略)

二 少年院

三 婦人補導院

第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。

一 十六歳に達する日の属する年度

二 前号の定期の健康診断の際エツクス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度

三 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度